

おたけの郷 入居調整基準施設加点内容

【2013（平成 25）年 8 月 1 日現在】

I 自宅生活困難度【下記項目を勘案し、10点満点で加点する】

		項目	
特養入居調査票		認知症による問題行動	<ul style="list-style-type: none"> *外出すると戻れない *ささいなことで怒り出す *場所・状況を理解できず出て行ってしまう *介護に抵抗がある のいずれかに☑がある場合
特別養護老人ホーム入居申込書 (区内用)		医療等	<ul style="list-style-type: none"> ☑がある場合 医療行為が必要な方
経済的困窮理由			<ul style="list-style-type: none"> *荒川区等からの情報提供により経済的困窮理由から特養への入居が必要な方 *経済的理由により居宅サービス等の利用が点数に反映されない場合
緊急度が切迫したケース			<ul style="list-style-type: none"> *荒川区・地域包括支援センター等からの情報提供、または相談・依頼 *施設での情報収集 により、特養入居の緊急度が切迫しているケース ※虐待ケースは除く

II 虐待【5点】

<ul style="list-style-type: none"> *荒川区・地域包括支援センター等からの情報提供、または相談・依頼 *施設による情報収集 により、家族等から虐待されているなど理由から特養への入居を要する場合	
---	--

III 主たる介護者の状況【5点】

		項目	
特養入居調査票		介護者についてお聞きします	<ul style="list-style-type: none"> *難病と診断されているか障害がある、又は要介護である に☑がある場合
		持病に自律神経疾患等がある、「その他：具体的に」や「在宅で介護できない事情…」の欄に主たる介護者に精神科症状があるとの記載がされている場合	